

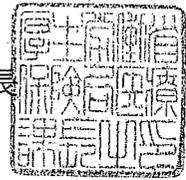


保医発1130第2号
平成24年11月30日

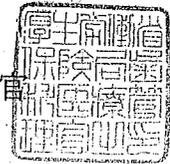
地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号)について下記のとおり改正し、平成24年12月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別表のⅡの010の(ⅰ)の③中「3.2Fr」を「3.4Fr」に改める。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>010 血管造影用マイクロカテーテル</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ カテーテルの外径(シャフト径)が <u>3.4Fr</u> 以下であり、カテーテルにマーカ―又はボールチップが付いていること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>010 血管造影用マイクロカテーテル</p> <p>(1) 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ カテーテルの外径(シャフト径)が <u>3.2Fr</u> 以下であり、カテーテルにマーカ―又はボールチップが付いていること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>